

第二種特定鳥獣管理事業実施計画について

1 第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成について

都道府県知事は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第7条の2の規定により、その生息数が著しく増加し、またはその生息地の範囲が拡大している鳥獣（希少鳥獣を除く。）がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の管理を図るために特に必要があると認めるときは、当該鳥獣（以下「第2種特定鳥獣」という。）の管理に関する計画（以下「第二種特定鳥獣管理計画」という。）を定めることができ、当県においては、ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシの4鳥獣について第二種特定鳥獣管理計画を策定している。

また、法第4条に基づいて県が策定している第13次鳥獣保護管理事業計画の第6第4項において、県及び第二種特定鳥獣管理計画により定められた市町村は、年度ごとに実施計画を策定することとなっている。

第13次鳥獣保護管理事業計画（抜粋）

第6 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

4 第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成に関する方針

（1）実施計画の作成及び計画に基づく施策の方針

県及び第二種特定鳥獣管理計画により定められた市町村は、第二種特定鳥獣管理計画の目標を効果的・効率的に達成するため、年度ごとに適切な特定鳥獣管理事業を実施するための実施計画を作成する。

なお、当該実施計画は、別に県が策定する指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画と整合を図るものとする。また、第二種特定鳥獣管理計画の効果的な実施に係る取組を推進するため、関係機関は、鳥獣の生息状況及び鳥獣による被害状況に関する情報を共有し、対象鳥獣の個体群管理とともに被害防除対策と一体的に鳥獣の生息環境の管理を図るなど、総合的な取組の推進に向け、連携を図る。

（2）計画作成年度・計画作成の目的・対象鳥獣の種類・計画の期間・対象区域

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
第二種特定鳥獣管理計画期間	第二種特定鳥獣管理計画の目標を効果的・効率的に達成するため	ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ	各年度	第二種特定鳥獣管理計画の対象区域 (ただし、ツキノワグマにおいては警戒区域及び観察区域、ニホンジカ及びイノシシにおいては警戒区域を除く)	

2 各第二種特定鳥獣管理計画の管理が行われるべき区域 ※朱字下線は新計画からの追加市町村

計画名	管理が行われるべき区域	図面
第四期宮城県 イノシシ管理計画	県内全域（重点区域を指定し、重点区域以外を警戒区域とする） 重点区域：仙台市、 <u>石巻市</u> 、 <u>気仙沼市</u> 、 <u>登米市</u> 、白石市、名取市、角田市、岩沼市、栗原市、大崎市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、 <u>松島町</u> 、 <u>利府町</u> 、大和町、 <u>大郷町</u> 、大衡村、色麻町、加美町及び <u>南三陸町</u> （28市町村）	<p>黄色は新計画からの追加市町村</p>
第三期宮城県 ニホンジカ管理計画	県内全域（県内を原住区域、拡大区域A、拡大区域B、侵出抑制区域、警戒区域に区分） 警戒区域を除く区域を含む市町： 石巻市、気仙沼市、登米市、 <u>大崎市</u> 、 <u>栗原市</u> 、女川町、南三陸町 (7市町)	
第五期宮城県 ニホンザル管理計画	県内でニホンザルの生息する10市町（金華山（石巻市）は除く。） 仙台市、白石市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町、丸森町、加美町、角田市、山元町及び <u>大和町</u>	
第四期宮城県 ツキノワグマ管理計画	県内全域（県内を重点区域、警戒区域、観察区域に区分） 重点区域：白石市、蔵王町、七ヶ宿町、 <u>村田町</u> 、 <u>柴田町</u> 、川崎町、仙台市、 <u>利府町</u> 、 <u>大和町</u> 、 <u>大郷町</u> 、大崎市、色麻町、加美町、栗原市、 <u>気仙沼市</u> (15市町)	<p>■ 重点区域 ■ 警戒区域 ■ 観察区域</p>

イノシシ管理事業実施計画書

令和3年度イノシシ管理事業実績報告書(県実施分)	p3~7
令和4年度イノシシ管理事業実施計画書(県実施分)	p9~13
令和5年度イノシシ管理事業実施計画書(県実施分)	p15~19
令和3年度イノシシ管理事業実績報告書(市町村分)	p21~48
令和4年度イノシシ管理事業実施計画書(市町村分)	p49~83

令和4年8月

宮城県環境生活部自然保護課

令和3年度

イノシシ管理事業実績報告書(県実施分)

令和4年8月

宮城県環境生活部自然保護課

宮城県

令和3年度イノシシ管理事業実施計画の実績と評価

	R3計画	R3実績	評価
1 被害防除対策	<p>1 被害防除対策</p> <p>イ 被害防除に関する目標(県全体):各市町村の目標額を集計して算出 ※管理計画に基づく目標:当面は過去3年間の被害額の平均を下回る。</p> <p>ロ 有害鳥獣対策への地域的な取組支援 普及指導員が地域的な有害鳥獣対策を支援するための被害軽減に係る知識の習得、向上に向けた研修会の開催と情報提供や助言を行う。</p> <p>ハ 鳥獣被害防止総合支援交付金等による侵入防護柵(電気柵、金属柵)の設置に対する補助及び講習会開催補助。</p> <p>ニ 集落ぐるみの対策モデル事業の実施など、市町村における被害防止体制整備への支援、指導。</p>	<p>1 イ 農業被害額は9,550万円(速報値)となり、過去3年間の平均8,953万円を上回った。</p> <p>ロ・各普及センターに地域的な鳥獣被害対策を支援する鳥獣害担当職員を配置。 ・鳥獣害担当職員を対象とした普及指導員研修会を開催(8/30,10名参加)し、電気柵の設置実習など鳥獣害対策についての知識の習得と意識の醸成を図った。</p> <p>ハ・鳥獣被害防止総合対策交付金により、15事業実施主体にかかる侵入防護柵設置を補助した。 (白石市、名取市、岩沼市、栗原市、大崎市、富谷市、七ヶ宿町、大河原町、村田町、丸森町、大和町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町)</p> <p>ニ・集落ぐるみの鳥獣被害対策モデル事業により、県内1地区で被害防止対策に関する勉強会を計3回開催した(新規地区:加美町3回)。 また、鳥獣被害防止対策に関する勉強会を計13回(新規地区:栗原市3回、登米市1回、村田町6回、白石市、大河原町、丸森町各1回)開催した。</p> <p>ホ・イノシシを対象鳥獣とする18市町村について、計画の更新を支援した。 (石巻市、気仙沼市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、富谷市、大河原町、柴田町、川崎町、亘理町、松島町、利府町、大衡村、色麻町、女川町)</p> <p>木・事業を円滑に実施するため「鳥獣被害防止特措法」に基づき、市町村鳥獣被害防止計画の策定を支援する。 (計画作成済み市町村 イノシシ対象 27市町村) ※ R1.10末時点</p> <p>ヘ・農作物被害対策の指導を担う職員を育成し地域での対策を推進する。</p>	<p>【農山漁村なりわい課】農作物被害の軽減に向けて、引き続き被害防止対策の推進・支援を行つ。</p> <p>【農業振興課】計画通り実施できた。 継続して各普及センターに、鳥獣害担当職員を配置し、鳥獣害対策への地域的な取組を支援する。</p> <p>【農山漁村なりわい課】適正に侵入防護柵を設置できるよう、引き続き交付金の活用等について指導及び支援を行つ。</p> <p>【農山漁村なりわい課】集落における効果的な被害防止対策の推進が可能となるよう、引き続き集落ぐるみの対策を普及していく。</p> <p>【農山漁村なりわい課】適正な計画内容となるよう引き続き計画の作成及び変更を支援する。</p> <p>【農山漁村なりわい課】計画通りに実施できなかつたが、引き続き各地域での被害対策の取組の推進に努める。</p>

	R3計画	R3実績	評価
2 個体数管理	<p>捕獲目標(県全体)：狩猟、有害鳥獣捕獲、個体数調整及び指定管理鳥獣捕獲等事業の合計で令和2年度捕獲計画頭数(約15,000頭)以上を目標とする。</p> <p>※イノシシ管理計画における年間捕獲努力目標： 5,600頭以上</p> <p>口 狩猟期間の延長(2月15日までを3月31日までに)。</p> <p>ハ 狩猟捕獲に対する支援 放射性物質の影響により狩猟捕獲頭数が減っていることから、狩猟捕獲に対する補助(1頭当たり5,000円、捕獲目標1,200頭)を行う。</p> <p>ニ 有害鳥獣捕獲及び個体数調整のための捕獲を行う者の資格緩和 地域ぐるみによる取組により、狩猟免許を有しない者の参加も含めて検討する。</p> <p>ホ 体制が整っていることを前提に、県北の重点区域町村に個体数調整に係る捕獲許可の権限移譲を検討する。</p> <p>ヘ 国の指定管理鳥獣捕獲等事業交付金を活用した捕獲事業を実施する。(捕獲目標4,000頭)</p> <p>ト 有識者による農作物被害防止対策(捕獲含む)のための研修会を開催。</p>	<p>2 イ 捕獲実績(県全体)：8,815頭 ・県事業(指定管理鳥獣捕獲等事業) 2,749頭 ・市町村事業(有害鳥獣捕獲) 5,055頭 ・狩猟捕獲 1,011頭</p> <p>口 狩猟期間を3月31日まで延長し、延長期間内に183頭捕獲した。</p> <p>ハ 狩猟捕獲に対する支援 補助事業により、496頭の捕獲実績があった。(くくりわな367頭、箱わな48頭、銃器81頭)</p> <p>ニ 農林業者が自らの事業地内で圃いわなによる有害鳥獣捕獲を実施する場合は狩猟免許が不要である等、制度概要の情報提供等の支援を行った。</p> <p>ホ 令和4年4月1日時点で、17市町村に権限移譲済み。 (仙台市、白石市、名取市、角田市、川崎町、丸森町、岩沼市、富谷市、亘理町、山元町、大和町、大衡村)</p> <p>ヘ 指定管理鳥獣捕獲等事業により、2,749頭を捕獲した。</p> <p>ト 農作物被害防止対策のための研修会を計3回開催し、知識の習得を図った。</p>	<p>【自然保護課】 豚熱等の影響もあり、目標を下回る捕獲頭数などだった。引き続き捕獲圧の強化に努める。</p> <p>【自然保護課】 狩猟捕獲全体の約18%であり、捕獲圧の強化に一定の効果が見られた。</p> <p>【自然保護課】 狩猟捕獲全体の約49%が本補助事業を活用しており、捕獲圧の維持に一定の効果が見られた。</p> <p>【自然保護課】 引き続き、問い合わせ等に対して情報提供を行っていく。</p> <p>【自然保護課】 引き続き、希望する市町村に対して権限移譲を実施する。</p> <p>【自然保護課】 目標頭数には届かなかつてもとの捕獲圧強化に一定の効果があつた。</p> <p>【農山漁村なりわい課】 効果的な被害防止対策の実施となるよう、引き続き対策知識の習得に向けた研修会開催する。</p>

R3計画	R3実績	評価
チ 有害捕獲 鳥獣被害防止総合対策交付金等による農作物被害防止 対策(捕獲含む)のための研修会開催補助。	チ 鳥獣被害防止総合対策交付金により、26事業実施主体ににおける有害捕獲やわな購入、研修会開催等を補助した。 (仙台市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河町、原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、百理町、山元町、松島町、大和町、大郷町、色麻町、加美町、南三陸町)	【農山漁村なりねい課】 捕獲強化のため、引き続き交付金を活用して有害捕獲やわな購入、研修会開催等を支援する。
3 生息地の適正管理 緩衝帯設置の推進 農作物被害防止対策に関する研修会の開催等により、農地周辺の環境整備を推進する。	3 生息地の適正管理 緩衝帯設置の推進 集落ぐるみの鳥獣被害対策モデル事業及び鳥獣被害防止対策広域連携支援業務等により、勉強会を開催し取り組みを推進した。 ロ 活用できる補助事業等の一覧表を整理し、ホームページに掲載し、周知を図った。また、各種関連会議の場で事業に関する情報提供を行った。	【農山漁村なりねい課】 適正な環境整備の推進に向けて、引き続き地域における取組を支援する。 【森林整備課】 引き続き、補助事業等の周知を図り、農地周辺の未整備森林の解消を支援していく。
4 資源活用及び残渣の適正処理 放射性物質検査 平成24年6月25日から出荷が制限されているイノシシ肉について、放射性物質のモニタリング調査を行う。	4 資源活用及び残渣の適正処理 放射性物質検査 県内各地から検体を採取し、グルマニウム半導体検出器にて測定を行った。 (国基準値(100Bq/kg)超過は63検体中3検体)	【自然保護課】 依頼として基準値を超える検体があることが、今後も継続して検査を行い、情報提供していく。
5 その他 (1) 広域連携 イ 地方振興事務所単位の広域連携会議等において、被害状況や防除策等の情報交換、研修会等を実施し、被害防止を図る。	5 その他 (1) 広域連携 イ 地方振興事務所で地域連携会議及び研修会等を開催した。	【農山漁村なりねい課】 近隣市町村との情報共有等の強化を図るために、引き続き連携会議等により広域的な被害対策を推進する。

R3計画	R3実績	評価
(2) 調査研究 イ 捕獲状況調査 ・狩猟及び有害鳥獣捕獲に係る「捕獲調査書」により生息分布を把握する。 ・国庫補助事業等を活用し、RESTモデルによる生息数推定等の生息状況調査を実施する。	(2) 調査研究 イ 捕獲状況調査 ・狩猟捕獲、有害鳥獣捕獲及び指定管理、鳥獸捕獲等事業により生息分布等を把握した。 ・狩猟捕獲数、許可捕獲数、銃獵登録者1人あたり捕獲数及び出氣カレンダーの統獵目撃効率の4指標から、階層ペイズ法による生息数推定を行った。 令和2年度末推定生息数32,485頭(95%信頼区間14,789～187,129) ロ 農作物被害状況調査	【自然保護課】 捕獲に関する情報及び生息数推定はイノシシ管理の基礎情報であるため、今後も情報収集に努める。
(3) 計画の検証・推進 イ 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会イノシシ部会 ・県及び該当市町の事業実施計画等について専門家による検証を行うとともに、部会に各市町の担当者をオブザーバーとして招き、各市町の抱える問題等への助言機会の確保を図る。	(3) 計画の検証・推進 イ 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会イノシシ部会 ・市町村の事業実施計画等について検証を行った。	【農山漁村なりわい課】 県内の農作物被害状況を把握するため、継続して調査を実施する。
(4) 林床等の野外で栽培される特用林産物の被害防除対策等について情報提供を行う。	(4) 県内各地に配置されている林業普及指導員等が、普及活動を通じて、被害防止技術の情報提供を行った。	【林業振興課】 生産者のニーズに応じて引き続き、被害防止技術を提供する。

令和4年度

イノシシ管理事業実施計画書(県実施分)

令和4年8月

宮城県環境生活部自然保護課

宮城県

令和4年度イノシシ管理事業実施計画(案)

R3計画		R4計画	備考
1	被害防除対策 イ 被害防除に関する目標(県全体)：各市町村の目標額を集計して算出 ※管理計画に基づく目標：当面は過去3年間の被害額の平均を下回る。 ロ 有害鳥獣対策への地域的な取組支援 普及指導員が地域的な有害鳥獣対策を支援するための被害軽減に係る知識の習得、向上に向けた研修会の開催と情報提供や助言を行う。 ハ 鳥獣被害防止総合支援交付金等による侵入防止柵(電気柵、金属柵等)の設置に対する補助。 ニ 集落ぐるみの対策モデル事業の実施など、市町村における被害防止体制整備への支援、指導。 ホ 事業を円滑に実施するため「鳥獣被害防止特措法」に基づき、市町村鳥獣被害防止計画の策定を支援する。 (計画作成済み市町村 イノシシ対象 27市町村) ※ R1.10末時点 ヘ 農作物被害対策の指導を担う職員を育成し地域での対策を推進する。	被害防除対策 イ 被害防除に関する目標(県全体)：各市町村の目標額を集計して算出 ※第四期宮城県イノシシ管理計画における目標：令和8年度末時点6,600万円 ロ 有害鳥獣対策への地域的な取組支援 普及指導員が地域的な有害鳥獣対策を支援するための被害軽減に係る知識の習得、向上に向けた研修会の開催と情報提供や助言を行う。 ハ 鳥獣被害防止総合支援交付金等による侵入防止柵(電気柵、金属柵等)の設置に対する補助。 ニ 集落ぐるみの対策モデル事業の実施など、市町村における被害防止体制整備への支援、指導。 ホ 事業を円滑に実施するため「鳥獣被害防止特措法」に基づき、市町村鳥獣被害防止計画の策定を支援する。 (計画作成済み市町村 イノシシ対象 27市町村) ※ R3.4末時点 ヘ 農作物被害対策の指導を担う職員を育成し地域での対策を推進する。	農山漁村なりわい課 農業振興課
2	個体数管理 イ 捕獲目標(県全体)：狩猟、有害鳥獣捕獲、個体数調整及び指定管理鳥獣捕獲等事業の合計で令和2年度捕獲計画頭数約15,000頭以上を目標とする。 ※イノシシ管理計画における年間捕獲努力目標： 5,600頭以上 ロ 狩猟期間の延長(2月15日までを3月31日までに)。	個体数管理 イ 捕獲目標(県全体)：これまでの捕獲頭数と推定生息数の傾向から、狩猟、有害鳥獣捕獲、個体数調整及び指定管理鳥獣捕獲等事業の合計で13,200頭以上を目標とする。 ロ 狩猟期間の延長(11月15日からを11月1日からに、3月15日までを3月31日までに)	自然保護課 自然保護課 自然保護課 自然保護課
	ハ 狩猟捕獲に対する支援 放射性物質の影響により狩猟捕獲頭数が減っていることから、狩猟捕獲に対する補助(1頭当たり5,000円、捕獲目標1,200頭)を行う。 ニ 有害鳥獣捕獲及び個体数調整のための捕獲を行う者の資格緩和 地域ぐるみによる取組により、狩猟免許を有しない者の参加も含めて検討する。		

R3計画	R4計画
<p>示 体制が整っていることを前提に、県北の重点区域市町村に個体数調整に係る捕獲許可の権限移譲を検討する。</p> <p>ヘ 国の指定管理鳥獣捕獲等事業交付金を活用した捕獲事業を実施する。(捕獲目標4,000頭)</p> <p>ト 有識者による農作物被害防止対策(捕獲含む)のための研修会を開催。</p> <p>チ 有害捕獲鳥獣被害防止総合対策交付金等による農作物被害防止対策(捕獲含む)のための研修会開催補助。</p>	<p>示 体制が整っていることを前提に、第四期宮城原イノシシ管理計画の重点区域市町村に對し、個体数調整に係る捕獲許可の権限移譲を検討する(既に権限が移譲されている市町村は除く。)。</p> <p>ヘ 国の指定管理鳥獣捕獲等事業交付金を活用した捕獲事業を実施する。(捕獲目標4,000頭)</p> <p>ト 有識者による農作物被害防止対策(捕獲含む)のための研修会を開催。</p> <p>チ 有害捕獲鳥獣被害防止総合対策交付金等による農作物被害防止対策(捕獲含む)に対する補助及び研修会開催補助。</p>
<p>3 生息地の適正管理</p> <p>イ 緩衝帯設置の推進</p> <p>農作物被害防止対策に関する研修会の開催等により、農地周辺の環境整備を推進する。</p> <p>ロ 活用できる補助事業等の一覧表を整理し、ホームページや各種開催会議で情報提供を行うことで、農地周辺の未整備森林の解消を支援する。</p>	<p>3 生息地の適正管理</p> <p>イ 緩衝帯設置の推進</p> <p>農作物被害防止対策に関する研修会の開催等により、農地周辺の環境整備を推進する。</p> <p>ロ 活用できる補助事業等の一覧表を整理し、ホームページや各種開催会議で情報提供を行うことで、農地周辺の未整備森林の解消を支援する。</p>
<p>4 資源活用及び残渣の適正処理</p> <p>イ 放射性物質検査</p> <p>平成24年6月25日から出荷が制限されているイノシシ肉について、放射性物質のモニタリング調査を行う。</p>	<p>4 資源活用及び残渣の適正処理</p> <p>イ 放射性物質検査</p> <p>平成24年6月25日から出荷が制限されているイノシシ肉について、放射性物質のモニタリング調査を行う。</p> <p>また、市町村等からジビエ利用に向けた出荷制限の一部解除に向けた要望があつた際は、適宜必要な支援を行つていく。</p>
<p>5 その他</p> <p>(1) 広域連携</p> <p>イ 地方振興事務所単位の広域連携会議等において、被害状況や防除策等の情報交換、研修会等を実施し、被害防止を図る。</p>	<p>5 その他</p> <p>(1) 広域連携</p> <p>イ 地方振興事務所単位の広域連携会議等において、被害状況や防除策等の情報交換、研修会等を実施し、被害防止を図る。</p>

R3計画	R4計画	備考
<p>(2) 調査研究 イ 捕獲状況調査 ・狩猟及び有害鳥獣捕獲に係る「捕獲調査」により生息分布を把握する。</p> <p>・国庫補助事業等を活用し、RESTモデルによる生息数推定等の生息状況調査を実施する。</p> <p>口 農作物被害状況調査</p> <p>(3) 計画の検証・推進 イ 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ノハシシン部会 ・県及び該当市町の事業実施計画等について専門家による検証を行うとともに、部会に各市町の担当者をオブザーバーとして招き、各市町の抱える問題等への助言機会の確保を図る。</p> <p>(4) 林床等の野外で栽培される特用林産物の被害防除対策等について情報提供を行う。</p>	<p>(2) 調査研究 イ 捕獲状況調査 狩猟及び指定管理鳥獣捕獲等事業に係る「出獣カレンダー」で生息分布及び捕獲効率等を把握するとともに、有害鳥獣捕獲についても市町村に出獣カレンダーの提出について協力を呼びかける。</p> <p>国庫補助事業等を活用し、階層ベイズ法による生息数推定等の生息状況調査を実施するとともに、基盤データの収集方法や推定手法の改善について検討を行う。</p> <p>口 農作物被害状況調査</p> <p>(3) 計画の検証・推進 イ 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ノハシシン部会 ・県及び該当市町の事業実施計画等について専門家による検証を行うとともに、必要に応じて部会に各市町の担当者をオブザーバーとして招き、各市町の抱える問題等への助言機会の確保を図る。</p> <p>(4) 林床等の野外で栽培される特用林産物の被害防除対策等について情報提供を行う。</p>	<p>自然保護課</p> <p>農山漁村なりわい課</p> <p>自然保護課</p>

令和5年度

イノシシ管理事業実施計画書(県実施分)

令和4年8月

宮城県環境生活部自然保護課

令和5年度イノシシ管理事業実施計画(案)

宮城県

R4計画		R5計画		※赤字はR4計画からの変更箇所
策	考	策	考	
1 被害防除対策 イ 被害防除に関する目標(県全体)：各市町村の目標額を集計して算出 ※第四期宮城県イノシシ管理計画における目標：令和8年度未時点 で 6,600万円	1 被害防除対策 イ 被害防除に関する目標(県全体)：各市町村の目標額を集計して算出 ※第四期宮城県イノシシ管理計画における目標：令和8年度未時点 で 6,600万円	1 被害防除対策 イ 被害防除に関する目標(県全体)：各市町村の目標額を集計して算出 ※第四期宮城県イノシシ管理計画における目標：令和8年度未時点 で 6,600万円	1 被害防除対策 イ 被害防除に関する目標(県全体)：各市町村の目標額を集計して算出 ※第四期宮城県イノシシ管理計画における目標：令和8年度未時点 で 6,600万円	農山漁村なりわい課
ロ 有害鳥獣対策への地域的な取組支援 普及指導員が地域的な有害鳥獣対策を支援するための被害軽減に係る知識の習得、向上に向けた研修会の開催と情報提供や助言を行う。	ロ 有害鳥獣対策への地域的な取組支援 普及指導員が地域的な有害鳥獣対策を支援するための被害軽減に係る知識の習得、向上に向けた研修会の開催と情報提供や助言を行う。	ハ 鳥獣被害防止総合支援交付金等による侵入防止柵(電気柵、金属柵等)の設置に対する補助。	ハ 鳥獣被害防止総合支援交付金等による侵入防止柵(電気柵、金属柵等)の設置に対する補助。	農山漁村なりわい課
ニ 集落ぐるみの対策モデル事業の実施など、市町村における被害防止体制整備への支援、指導。	ニ 集落ぐるみの対策モデル事業の実施など、市町村における被害防止体制整備への支援、指導。	ハ 事業を円滑に実施するため「鳥獣被害防止特措法」に基づき、市町村鳥獣被害防止計画の策定を支援する。 (計画作成済み市町村 イノシシ対象 29市町村) ※ R3.4未時点	ハ 事業を円滑に実施するため「鳥獣被害防止特措法」に基づき、市町村鳥獣被害防止計画の策定を支援する。 (計画作成済み市町村 イノシシ対象 29市町村) ※ R4.4未時点	農山漁村なりわい課
ホ 農作物被害対策の指導を担う職員を育成し地域での対策を推進する。	ホ 農作物被害対策の指導を担う職員を育成し地域での対策を推進する。	2 個体数管理 イ 捕獲目標(県全体)：これまでの捕獲頭数と推定生息数の傾向から、狩猟、有害鳥獣捕獲、個体数調整及び指定管理鳥獣捕獲等事業の合計で13,200頭以上を目標とする。	2 個体数管理 イ 捕獲目標(県全体)：これまでの捕獲頭数と推定生息数の傾向から、狩猟、有害鳥獣捕獲、個体数調整及び指定管理鳥獣捕獲等事業の合計で 16,200 頭以上を目標とする。	農山漁村なりわい課
ロ 狩猟期間の延長(11月1日から3月31日まで) ハ 狩猟捕獲にに対する支援 放射性物質の影響により狩猟捕獲頭数が減っていることから、狩猟捕獲に対する補助(1頭当たり5,000円、捕獲目標1,200頭)を行う。	ロ 狩猟期間の延長(11月1日から3月31日まで) ハ 狩猟捕獲にに対する支援 放射性物質の影響により狩猟捕獲頭数が減っていることから、狩猟捕獲に対する補助(1頭当たり5,000円、捕獲目標1,200頭)を行う。	ハ 狩猟捕獲にに対する支援 放射性物質の影響により狩猟捕獲頭数が減っていることから、狩猟捕獲に対する補助(1頭当たり5,000円、捕獲目標1,200頭)を行う。	ハ 狩猟捕獲にに対する支援 放射性物質の影響により狩猟捕獲頭数が減っていることから、狩猟捕獲に対する補助(1頭当たり5,000円、捕獲目標1,200頭)を行う。	自然保護課
ニ 有害鳥獣捕獲及び個体数調整のための捕獲を行う者の資格緩和 地域ぐるみによる取組により、狩猟免許を有しない者の参加も含めて検討する。	ニ 有害鳥獣捕獲及び個体数調整のための捕獲を行う者の資格緩和 地域ぐるみによる取組により、狩猟免許を有しない者の参加も含めて検討する。	ハ 狩猟捕獲にに対する支援 放射性物質の影響により狩猟捕獲頭数が減っていることから、狩猟捕獲に対する補助(1頭当たり5,000円、捕獲目標1,200頭)を行う。	ハ 狩猟捕獲にに対する支援 放射性物質の影響により狩猟捕獲頭数が減っていることから、狩猟捕獲に対する補助(1頭当たり5,000円、捕獲目標1,200頭)を行う。	自然保護課

R4計画	R5計画
<p>ホ 体制が整っていることを前提に、第四期宮城県イノシシ管理計画の重点区域市町村に対する、個体数調整に係る捕獲許可の権限移譲を検討する(既に権限が移譲されている市町村は除く。)。</p> <p>ヘ 国の指定管理鳥獣捕獲等事業交付金を活用した捕獲事業を実施する。(捕獲目標4,000頭)</p> <p>ト 有識者による農作物被害防止対策(捕獲含む)のための研修会を開催。</p> <p>チ 有害捕獲 鳥獣被害防止総合対策交付金等による農作物被害防止対策(捕獲含む)に対する補助及び研修会開催補助。</p>	<p>ホ 体制が整っていることを前提に、第四期宮城県イノシシ管理計画の重点区域市町村に対する、個体数調整に係る捕獲許可の権限移譲を検討する(既に権限が移譲されている市町村は除く。)。</p> <p>ヘ 国の指定管理鳥獣捕獲等事業交付金を活用した捕獲事業を実施する。(捕獲目標4,000頭)</p> <p>ト 有識者による農作物被害防止対策(捕獲含む)のための研修会を開催。</p> <p>チ 有害捕獲 鳥獣被害防止総合対策交付金等による農作物被害防止対策(捕獲含む)に対する補助及び研修会開催補助。</p>
<p>3 生息地の適正管理</p> <p>イ 緩衝帯設置の推進 農作物被害防止対策に関する研修会の開催等により、農地周辺の環境整備を推進する。</p> <p>ロ 活用できる補助事業等の一覧表を整理し、ホームページや各種関連会議で情報提供を行うことで、農地周辺の未整備森林の解消を支援する。</p>	<p>3 生息地の適正管理</p> <p>イ 緩衝帯設置の推進 農作物被害防止対策に関する研修会の開催等により、農地周辺の環境整備を推進する。</p> <p>ロ 活用できる補助事業等の一覧表を整理し、ホームページや各種関連会議で情報提供を行うことで、農地周辺の未整備森林の解消を支援する。</p>
<p>4 資源活用及び残査の適正処理</p> <p>イ 放射性物質検査 平成24年6月25日から出荷が制限されているイノシシ肉について、放射性物質のモニタリング調査を行う。 また、市町村等からジビエ利用に向けた出荷制限の一部解除に向けた要望があつた際は、適宜必要な支援を行っていく。</p>	<p>4 資源活用及び残査の適正処理</p> <p>イ 放射性物質検査 平成24年6月25日から出荷が制限されているイノシシ肉について、放射性物質のモニタリング調査を行う。 また、市町村等からジビエ利用に向けた出荷制限の一部解除に向けた要望があつた際は、適宜必要な支援を行っていく。</p>
<p>5 その他</p> <p>(1) 広域連携 イ 地方振興事務所単位の広域連携会議等において、被害状況や防除策等の情報交換、研修会等を実施し、被害防止を図る。</p>	<p>5 その他</p> <p>(1) 広域連携 イ 地方振興事務所単位の広域連携会議等において、被害状況や防除策等の情報交換、研修会等を実施し、被害防止を図る。</p>

R4計画	R5計画	備考
(2) 調査研究 イ 捕獲状況調査 狩獵及び指定管理鳥獣捕獲等事業に係る「出獣カレンダー」で生息分布及び捕獲効率等を把握するとともに、有害鳥獣捕獲についても市町村に出獣カレンダーの提出について協力を呼びかける。	(2) 調査研究 イ 捕獲状況調査 狩獵及び指定管理鳥獣捕獲等事業に係る「出獣カレンダー」で生息分布及び捕獲効率等を把握するとともに、有害鳥獣捕獲についても市町村に出獣カレンダーの提出について協力を呼びかける。	自然保護課
国庫補助事業等を活用し、階層ベイス法による生息数推定等の生息状況調査を実施するとともに、基礎データの収集方法や推定手法の改善について検討を行う。	国庫補助事業等を活用し、階層ベイス法による生息数推定等の生息状況調査を実施するとともに、基礎データの収集方法や推定手法の改善について検討を行う。	農山漁村なりわい課
口 農作物被害状況調査 (3) 計画の検証・推進 イ 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ノミニシ部会 (4) 林床等の野外で栽培される特用林産物の被害防除対策等について情報提供を行う。	口 農作物被害状況調査 (3) 計画の検証・推進 イ 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ノミニシ部会 県及び該当市町の事業実施計画等について専門家による検証を行うとともに、必要に応じて部会に各市町の担当者をオブザーバーとして招き、各市町の抱える問題等への助言機会の確保を図る。 (4) 林床等の野外で栽培される特用林産物の被害防除対策等について情報提供を行う。	自然保護課 林業振興課

